

令和2年1月19日

スターツアメニティー株式会社
代表取締役 齋藤 太郎男 殿

東京都港区三田1-7-1
パークコート麻布十番ザ・タワー1608

首都圏青年ユニオン連合会
執行委員長
組合員



氏の労働組合加入通知 兼 団体交渉申入書

貴社の業務に従事していた 氏が当労働組合に加入致しましたので、本書を以てご通知申し上げますとともに、貴社の労働組合として、本書の通り要求を行わせていただきますので、真摯かつ誠実な対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

当労働組合は、資格審査の上で、東京都庁により労働組合法上の「労働組合」（労組法2条）として認定を受けた労働組合でございます。退職した従業員といえども当労働組合へ加入した以上、当労働組合は、貴社との関係における労働組合法上の要件を充たした労働組合となります。よって、貴社は、当労働組合が行う団体交渉等の申入れに応諾する義務、各種要求に対して遅滞なく回答する義務を負うこととなります。貴社におかれましては、労使間の誠実な交渉の上で諸問題を解決する意思があり、誠実にご対応いただけることと認識しておりますが、貴社の対応如何によっては、当労働組合と致しましても労働組合法上の活動を行う余地がございますので、予めご承知おきください。また、ご承知の通り、正当な理由なく労働組合との交渉を拒否すること、不誠実な回答や態度を行うこと、当労働組合や組合員を誹謗中傷すること、組合員に組合脱退を迫ること、当労働組合との交渉案件につき組合員個人との交渉を強いること及び当労働組合未加入者に対して加入しないように働きかけることは、労働組合法第7条の不当労働行為に該当致します。これらの行為及びこれに付随する行為を確認した場合には、労働委員会への救済申立てあるいは司法機関への訴訟提起を行いますことを、念のために申し添えておきます。

第1 労働者災害に関する逸失利益及び慰謝料の支払要求

1 傷害内容と労働者災害について

頭記組合員・ 氏（以下、「 氏」という。）は、平成30年10月22日18時頃、元請企業である貴社及び株式会社ビルテック（以下、「ビルテック社」という。）の業務である（千葉県市川市 ）でのマンション改修工事における防水作業中、業務上の必要に基づき火を使用した際のシンナー缶への引火事故（以下、「本

件事故」という。)により、全身広範囲にわたって熱傷を負い、緊急入院を致しました。本件事故は、氏が防水ゴムを手直しする際に同ゴムの柔軟性を確保するために火を使用したところ、火が手袋に付着していたシンナーに着火して右手軍手に引火してしまい、慌てて外した軍手が近くにあったシンナーの缶に更に引火して火事となってしまったというものです。

本件事故により氏が負った傷害は、搬送時に生死の境をさまようもので集中治療室での緊急措置を必要とするものでした。そして、傷害内容は、医師より「背部、臀部、両下腿部、両上肢にわたる第3度熱傷」及び「左足関節癒痕拘縮」、熱傷は体面積の41%、深さレベルⅢと診断されており、重度拘縮治療を要するものでした。氏は、上記事故により、現在においても、正常歩行が困難であるばかりか、重度の癒痕拘縮等による植皮手術・損傷部再建手術等のための入通院が続いております。また、膠着した癒痕は一生治らないばかりか、後遺障害が残ることも不可避的な状況とのことです。当然のことながら、正常歩行ができない状況では従来のような就業を行うことはおよそ不可能であり、ホワイトカラーの就業経験を有しない氏にとっては多分野の職に就くことも難しく、生活を維持することすら著しく困難な状態に置かれてしまっております。

2 「 氏の貴社における労働者性」及び「貴社の安全配慮義務違反」について

(1) 本件事故に基づく労働者災害補償給付手続において、氏につき貴社における労働者性が労働基準監督署に認められていることは、貴社もご承知の通りでございます。その判断の前提には、貴社と氏との関係において、実態として、① 氏に仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諾否の自由がなかったと認められること、②業務遂行上の指揮監督の程度が強度であったこと、③貴社により勤務場所・勤務時間が拘束されていたものと認められること、④ 氏に対する報酬が仕事の成果ではなく労務の提供自体に対する日当であったこと、⑤業務に使用する機械・器具等が会社側負担によって用意されていたものであること、⑥業務につき氏の専属性が認められること等の事実に対する考慮があったものでございます。

(2) 上記のことを前提と致しまして、労働契約法第5条(労働者の安全への配慮)には「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定されているように、元請企業である貴社(及びその下請企業であるNK工業)におかれましては、氏に対する業務上の安全配慮義務を有していたことについては説明を要しないところかと存じます。

しかし、本件では、貴社における不動産改修工事上の防水作業について、業務上シンナーや火気を使用するものであるにもかかわらず、貴社ないしNK工業においては氏に対してその取扱いにつき十分な指導監督体制は講じられておりませんでした。従いまして、現時点において、当労働組合と致しましては、貴社においても業務上の安全配慮義務の違反があったものと認識しております。

3 本件事故に基づく損害賠償金及び慰謝料の支払要求について

本件事故により 氏やご家族が負った損害や精神的苦痛は甚大でございます。氏は、まだ26歳と若く、熱傷が全身に及ぶ極めて重度のものであったこと、今後の恋愛や婚姻等にも支障を生じかねない外貌の醜状があることで計り知れない精神的苦痛を被りました。当労働組合と致しましては、貴社に対して、安全配慮義務違反に基づく損害金ないし不法行為に基づく損害金・慰謝料の支払要求として、下記の金員を 氏へ支払うことを要求致します。

- | | |
|---|--|
| (1) 重度の熱傷及び外貌への醜状等に伴い被った甚大な精神的損害に基づく慰謝料 | 金1200万円 |
| (2) 入通院慰謝料 | 金350万円 (入院6か月、通院7か月) |
| (3) 後遺障害慰謝料 | 金1600万円 |
| (4) 後遺障害逸失利益 | 金549万4300円 (基礎収入/年) × 56% (労働力喪失率) × 17.423 (ライプニッツ係数) = 金5260万7225円 |
| (5) 休業損害 | 金433万6020円 (令和元年12月31日まで) |
| (6) 治療に要する費用 | 金1200万円 (治療費のほか、交通費等も含む) |
| (7) 近親者損害 | 金1500万円 (その他財産的損害及び慰謝料) |
| | 合計 金1億1544万3245円 |

第2 団体交渉の申入れ

- 1 当労働組合は、上記の要求に関しまして、 氏の所属する労働組合として、本書をもって貴社に対する団体交渉の申入れを致します。貴社におかれましては、上記要求及び団体交渉の申入れにつきどのようなご対応をいただけるのかにつきまして、速やかにご回答いただけますようお願い申し上げます。
- 2 なお、一般に「団体交渉」という用語は労使間における対面交渉を指して使われておりますが、当労働組合と致しましては、そもそも「団体交渉」(憲法28条、労組法7条2号)の概念自体、対面交渉に限られるものではないとの認識に基づき、貴社におかれまして誠実なご対応をいただける限りは、当面は書面による団体交渉にて交渉を進めて参る所存でございます。

第3 今後のご連絡

- 1 これより組合員の権利回復に向けた協議を迅速に進めていくため、本書に対する回答を含めまして今後のご連絡につきましては、下記のアドレスまでメールにて書面データ(PDF)を添付する等の方法により頂けますようお願い致します。

記

@free-union.jp (当労働組合書記局)

2 なお、当労働組合からの郵送書面につきましては、頭記本部事務所を管轄する郵便局とは異なる消印にて送付されることがございますが、これは、当労働組合の役員が全国各地でリモートワークにて組合活動を行っていることに基づくものでございます。当労働組合は、使用者企業に対して時代の変化に伴う労働者の多様な働き方を提言していく立場にある者として、自ら組合員の多様な働き方を実践しているところでございますので、何卒ご了承下さい。

また、当労働組合とは別に「首都圏青年ユニオン」なる合同労働組合が存在しておりますが、組織名や本店所在地が異なることからご理解いただけますように、当労働組合とは全くの別団体でございますので、ご回答における連絡にあたってはお間違いのないようご注意ください。

第4 結語

当労働組合と致しましては、組合員の迅速な権利回復のため、互いに誠実で建設的な労使間交渉が実現することを切に願っております。つきましては、本書に対するご回答及び貴社のご意向は、本書到達後14日以内に上記メールアドレスまでご送信いただきますよう宜しくお願い致します。万が一、期限内の貴社からのご対応をいただけない場合には、誠に不本意ではございますが、頭記の対応を含めた最大限の法的措置を採らせていただきますので予めご承知おき下さい。

なお、 氏の意向としては、貴社において早期解決の意思の下に誠実なご対応をいただける場合には、穏便に和解をすることとし、当労働組合による上記対応についても自粛するよう求められており、当労働組合もこれを尊重する方針であることを付言致します。

貴社におかれましては、使用者企業と労働組合との間で交渉を行う以上、本件が単なる労働紛争ではないことを重々ご理解いただいた上で、是非とも誠実なご対応をいただきますようお願い申し上げます。

以上